

## 〈判例評釈〉

第三者との「交渉」と社員に対する  
会社指揮者の忠実義務  
(破毀院商事部2018年7月10日判決)<sup>(1)</sup>

出口 哲也

【事実の概要】

2008年4月18日、F氏、T氏およびPléiade有限責任会社（以下、P社とする。）は、Béton Matériaux Cotrôle有限責任会社（以下、BMC社とする。）を設立した。F氏は、BMC社の業務執行者であった。

同年11月1日、F氏は、T氏が保有していたBMC社の持分の半分を取得し、残りの半分はP社が取得した。その結果、F氏とP社は、BMC社の会社持分500個を各々250個ずつ保有することとなった。

2009年12月30日、F氏は、①持分1個につき100ユーロ、②P社のBMC社における社員交互計算<sup>(2)</sup> (compte courant d'associé) 30824ユーロ45セントの償還、③BMC社の債務690000ユーロについて、P社の業務執行者であるZ氏の連帯保証の解放 (libération) を対価として、P社が保有していたBMC社の持分250個を譲り受けた（以下、第一譲渡とする。）。

2010年1月26日、F氏は、配偶者とともにもその支配権を有する会社であるPhilinvest社に、自己の有するBMC社の持分500個を1個950ユーロで出資し、増資を行った。

同年3月3日、Philinvest社は、保有するBMC社株式すべてを、暫定価格 (prix provisoir) 1株1056ユーロでC社に譲渡した（以下、第二譲渡とする。）。

P社は、BMC社の持分の取得および譲渡取引の際に具体化された値上がり名目で、69234ユーロの更正(redressement)をもたらす税務上の修正提案(proposition de rectification fiscale)を受けたので、BMC社の指揮者としてのF氏の忠実義務違反を援用して、BMC社の持分の取得および譲渡取引に起因する更正から生じた上記損害の賠償を求めて、F氏らを提訴した。

Perpignan 商事裁判所に続き、Montpellier 控訴院もまたP社の請求を退けた。同控訴院は、第一譲渡のあった2009年12月30日以前に、第二譲渡に関するC社の確定的な約束(engagement ferme)が存在していたこと、およびその買取価格についてP社がF氏に譲渡した価格よりも高い価格が取り決められていたことが立証されていなかった、換言すれば、BMC社持分の譲渡に対するP社の同意に影響を与えうるほど進展していたことが立証されていなかった Philinvest社とC社との間の「単なる折衝(simples pourparlers)」に過ぎなかったものの存在を明示的にP社に情報提供しなかったとしても、F氏は、P社に対する忠実義務に違反しているとはいえないなどと判示した。

そこで、P社は、「会社指揮者が第三者との間で直接または間接に当該会社の証券のすべてを当該第三者に譲渡する目的で開始した交渉(négociations)を、当該証券を当該会社指揮者に譲渡する社員に対して秘匿するとき、当該会社指揮者は、自己の忠実義務に違反する。……F氏はC社とともに開始していた折衝に関してP社に情報提供することを控えていながら、この折衝が2009年12月30日時点で十分に進展していたことが立証されなかったとの不適切な理由により、P社に対する忠実義務に違反していたわけではなかったとすることで、控訴院は、……民法典1382条に違反した。」などと主張して、破毀申立てを行った。

## 【判旨】

2018年7月10日、破毀院は、民法典1382条(現1240条)に鑑みて、次

のように判示して原判決を一部破毀し、事件を Aix-en-Provence 控訴院に移送した。

「譲渡の対象となっている証券の転売を目的として第三者との間で進行している交渉について譲渡人である社員に情報提供しない譲受人である指揮者は、その交渉の進捗状況を問わず、自己の忠実義務に違反する……。」

## 【検討】

### 1 会社指揮者の社員に対する忠実義務<sup>(5)</sup>

フランスでは、会社指揮者は、「相反する個人的利益を排して、社員または会社の利益のために行動すること<sup>(6)</sup>」が義務付けられている。かかる会社指揮者の忠実義務 (devoir de loyauté (誠実義務)<sup>(7)</sup>) を直接的に定める明文規定はなく<sup>(8)</sup>、1996年2月27日の破毀院商事部判決<sup>(9)</sup> (以下、Vilgrain 判決とする。) によって初めて明示され、判例により確立されてきたものである。

Vilgrain 判決の事案の概要は、次のとおりである。ある非上場会社 C 社の少数株主 A はその保有する株式を同社指揮者 V および V の親族であり C 社の支配権を有する株主に譲渡したのであるが、V らは A から譲渡を受けた 4 日後に、その譲渡価格よりもはるかに高い価格で当該株式を売却したところ、A は、株式の価値を判断するのに必要な情報が秘匿されていたことから、自身の同意は詐欺 (dol) により瑕疵あるものであると主張して、V らに損害賠償を求めたというものである。かかる事実関係の下、破毀院商事部は、V が自ら進めていた交渉を A に知らせることなく、A による C 社株式の譲渡に関与し、また同株式を自ら取得することで、V は、あらゆる社員に対して会社指揮者が課されている忠実義務に違反したと判示した控訴院判決を支持した。

このように、Vilgrain 判決は、会社指揮者の社員に対する忠実義務の存在を明示し、社員権の譲渡に際して、譲渡人である少数株主に対して指揮者に課される情報提供義務がかかる忠実義務から導かれることを明らかにした。<sup>(10)</sup>これ以降、破毀院は、直接または間接に会社指揮者が社員から社員権の譲渡を受け、それを転売するという事案において、「譲渡人である社員の同意に影響を与えうる情報」を秘匿することが、会社指揮者の社員に対する忠実義務違反を構成することを繰り返し確認している。

## 2 本判決の意義

本件は、指揮者の社員に対する忠実義務違反が争われた Vilgrain 判決以降の事案に見られる「いつものような」<sup>(11)</sup>事実、すなわち指揮者が転売目的で社員から社員権の譲渡を受けるという事実とは異なる。本件において BMC 社の指揮者 F は、第一譲渡の後に、当該持分を自己およびその配偶者が支配する Philinvest 社への出資にあて、最終的に同社が譲渡人となり第三者である C 社に譲渡しているからである。すなわち、この第二譲渡において、F は直接の当事者とはなっていないのである。しかしながら、ある論者によれば、Philinvest 社が本件において責任追及されている F およびその配偶者の支配下にあったという事実から、<sup>(12)</sup>また従来判例に照らしても、F は、C 社との譲渡の直接の当事者ではないが、社員に対する忠実義務違反が検討されるべきであることが指摘されている。<sup>(13)</sup>

したがって、本判決もまた、Vilgrain 判決に連なるもののひとつと位置付けることができよう。ただし、本判決は、会社指揮者が社員に対して負っている忠実義務を根拠として、譲渡の対象となっている社員権の転売を目的として第三者との間で同時に進行している交渉について、その進捗状況にかかわらず、当該社員権の譲受人である会社指揮者は譲渡

人である社員に情報提供しなければならないことを破毀院が初めて明示した点において、重要な意義を有するものと思われる。換言すれば、会社指揮者が第三者との間で同時に進めている交渉の進捗状況は、社員に対する会社指揮者の忠実義務に影響を与えないことが明らかとされた<sup>(14)</sup>。忠実義務から導かれる情報提供義務の輪郭がまたひとつ明確となったと評価できる<sup>(15)</sup>。

### 3 社員に対する会社指揮者の忠実義務に関する判例の傾向<sup>(16)</sup>

#### (1) 忠実義務の拡大・強化

Vilgrain 判決以降、社員に対する会社指揮者の忠実義務は判例によって確立されてきた。かかる忠実義務は、社員権の譲渡に関する事案において、譲受人である会社指揮者が譲渡人である社員に対して「その同意に影響を与えうる」情報を提供することを課す。すなわち、会社指揮者の情報提供義務は、自己の負っている忠実義務が具体化されたものであるということができよう<sup>(17)</sup>。

このような会社指揮者の社員に対する忠実義務は、Vilgrain 判決以降、長年にわたり明確化され、かつ強化されてきたと評価する論者もいる<sup>(18)</sup>。たとえば、2004年5月12日破毀院商事部判決では、株式の譲渡契約の直接的な当事者となっていない指揮者もまた、「社員の同意に影響を与えうる情報」を秘匿することで忠実義務違反を問われうることを明らかにした。また、破毀院は、会社指揮者は一種の助言義務を負うことを示したこともある。2008年5月6日破毀院商事部判決では、社員に対する会社指揮者の忠実義務を根拠として、社員権の譲受人である指揮者は、その社員権の評価に関する情報の重要性について、譲渡人である社員の「注意を喚起する (attirent l'attention)」義務を負うものとされた<sup>(19)</sup>。さらに、2013年3月12日破毀院商事部判決では、株主が自己の保有する株式を会社指揮者に譲渡する場合に、たとえ当該会社指揮者が第三者との契

81 (6) 第三者との「交渉」と社員に対する会社指揮者の忠実義務(出口哲也)  
約上守秘義務を負っていたとしても、譲渡人である株主の合意に影響を与えうる状況を当該株主に伝達しないことで、当該会社指揮者は忠実義務に違反すると判示した。

## (2) 忠実義務の拡大・強化に対する歯止め

このような忠実義務の拡大・強化傾向に対して、2016年4月12日破毀院商事部判決は、一定の歯止めをかけたように解される。<sup>(23)</sup>同判決では、<sup>(24)</sup>  
①株式の譲渡人である社員に対して譲受人である会社指揮者が提供すべき情報とは「会社指揮者のみが知り得たもので」、かつ「当該社員の同意に影響を与えうる」情報であることを明確にした。<sup>(25)</sup>つまり、譲渡人である社員がアクセスできる情報については、指揮者の忠実性は問われないことが示されたと同判決を捉えることができる。また、<sup>(26)</sup>②忠実義務違反が問題となるのは、株式の譲渡において当事者、仲介者または主導者など「何らかの形で」関与した指揮者であることも判示された。すなわち、同判決は、従来<sup>(27)</sup>の判例の立場を一般化して、当該譲渡に個人的な利益がない会社指揮者は、忠実義務違反が排除されることを示したものと理解される。<sup>(28)</sup>

## (3) 忠実義務の拡大・強化への回帰

ところが、破毀院は、本判決において、社員権の譲受人である指揮者は、第三者との間で当該社員権の転売を目的として同時に進行している交渉について、「その進捗状況にかかわらず」、譲渡人である社員に明らかにする義務を負うものとし、そのような情報提供がなされなければ当該会社指揮者はその忠実義務違反を問われると判示している。

すでに、破毀院商事部は、前述の2016年4月12日判決において、会社指揮者の忠実義務違反を認定するには、株式の譲渡人である社員が会社指揮者に当該株式を譲渡した日に、当該株式の転売についての交渉が当該指揮者と第三者との間ですでに進行中であったことを求めていた。本

判決は、これに加えて、かかる交渉の進捗状況を問題としないことを明示した。

このことは、社員・指揮者間の社員権の譲渡において、①第三者と指揮者との転売に関する交渉が両者を拘束する契約にまで至る必要がないことを意味するとされる。<sup>(29)</sup>ある論者によれば、(ア)指揮者による転売の意思表示は社員・指揮者間の譲渡価格の形成において考慮すべき徴候であるから、あるいは(イ)譲渡人は譲渡する可能性のある社員権のゆくえを知ることに<sup>(30)</sup>ついて利害を有しうるから、「交渉の存在のみ」でも、社員がその社員権の譲渡に同意する前に知る必要のある内部情報(information privilégiée)であると解されることを根拠とする。それゆえ、②当該交渉がうまくいかず、社員から譲渡を受けた会社指揮者が当該社員権を保有しつづけることとなったとしても、当該交渉の存在を社員に明らかにしなかった当該会社指揮者は忠実義務に違反することとなる<sup>(31)</sup>。また、③第三者との転売に関する交渉の結果、会社指揮者が値上がり分の利益を得られなかったとしても、当該交渉の存在を社員に秘匿した会社指揮者は忠実義務違反とされ<sup>(32)</sup>うる。

本判決が第三者との交渉の進捗状況を問わないことを示したことで、今後、会社指揮者は、そのような交渉が開始していれば、当該交渉の存在を社員権の譲渡人である社員に情報提供しなければならないものとされた<sup>(33)</sup>。それでは、「交渉の開始」とはいかなる時点をいうのか。

フランス民法典は、1112条ないし1112-2条において、「交渉(négociations)」に関する定めを置いている。しかしながら、「交渉」は民法典において定義づけられておらず、<sup>(34)</sup>交渉の開始時点は法律上明らかではない。ある論者は、「申込み」を定義する民法典1114条の文言から、「交渉の開始とは、拘束力のない、言い換えれば企図されている契約の本質的要素をいまだ含んでいない申込みを受けた際に、潜在的な契約相手により表明された関心の表示から生ずる」と解している<sup>(35)</sup>。これを本判決に当てはめれば、社員権の転売に関して交渉することの申し出が受諾されたま

79 (8) 第三者との「交渉」と社員に対する会社指揮者の忠実義務(出口哲也)  
にその時点において、当該交渉の存在についての社員に対する会社指揮者の情報提供義務が生ずることになる。<sup>(37)</sup>

以上のとおり、本判決は会社指揮者に対してこれまでよりも重い情報提供義務を課したといえ、この点において、破毀院は、忠実義務の拡大・強化傾向に回帰したと評価される。<sup>(38)</sup><sup>(39)</sup>

#### 4 転売価格に関する情報提供義務

本判決は、交渉の存在のみならず、その内容、とりわけ社員権の転売価格についても完全な情報提供義務を課しているのであろうか。控訴院は、「(C社の)買取価格について、P社がF氏に譲渡した価格よりも高い価格が取り決められていたことが立証されていない」ことを一つの理由として、P社の請求を退けていた。破毀院はこの点について特別に取り上げて検討していないが、ある論者によれば、社員から社員権を譲り受けようとしている会社指揮者に対して当該社員権の潜在的な第三取得者が提示している価格について、当該社員権を譲渡しようとしている社員に当該指揮者が情報提供しないことは忠実義務違反となるとする従来<sup>(40)</sup>の判例の立場に変更はないと解されている。

フランス民法典1112-1条は第1項において契約前の交渉に関する情報提供義務を定めるが、<sup>(41)</sup>その第2項では、「ただし、この情報提供義務は、給付の価値の評価には及ばない。」とも定めている。しかしながら、会社指揮者は、通常の契約者とは異なり、受託者義務 (devoir fiduciaire) を負っているため、①指揮者と第三者との間で社員権の転売価格が定められており、かつ②その価格が譲渡人である社員に知らされていた場合には社員権の譲渡について社員の同意に影響を与えうるものであったときは、当該指揮者は、当該社員に対してその価格を伝達しなければならないものと解される。<sup>(42)</sup><sup>(43)</sup> よって、第三者と指揮者との間で社員権の転売価格が定められている場合であっても、譲渡人である社員に当該価格を伝



達しなかった当該会社指揮者について、当該価格に関する情報の欠如は社員の同意に影響を与えうるものではなかったことを理由に、その忠実義務違反が否定されることもある。<sup>(44)</sup>他方で、第三者との転売価格が確定していない場合について、たとえば第三者との交渉の存在が指揮者への社員権の譲渡に関する社員の同意に決定的な情報であれば、当該交渉の存在を秘匿した事実によって、会社指揮者は忠実義務違反に問われることもある。<sup>(45)</sup>つまり、社員権の転売価格の秘匿のみでは、会社指揮者の義務違反を必ずしも決定することはできない。<sup>(46)</sup>

このような判例の立場に照らせば、第三者への転売価格について取決めがなされていたことが立証されていないことを理由として、会社指揮者の忠実義務違反を否定した控訴院判決は、明らかに適切ではないと批判されている。<sup>(47)</sup>

## 注

- (1) Cass. com. 10 juillet. 2018, n° 16-27.868: *Bull. Joly Sociétés* 2018, p. 634, note Arnaud REYGOBELLET; *Dr. sociétés* n° 11, 2018, comm. 184, note Renaud MORTIER; *Rev. sociétés* 2019, p. 249, note Laurent GODON; *D.* 2019, p. 279, obs. Mustapha MEKKI.
- (2) 社員交互計算は法的に定義づけられていないが、閣僚答弁によれば、「交互計算の形式による出資であり、当該社員が〔会社に〕資金を直接に払渡すかまたは〔会社からの〕ある金額を受領することを仮に放棄し処分可能な状態にしておくことで、会社に対して前貸または貸付を同意することである」とされている。Deen GIBIRILA et Hélène AZARIAN, *Comptes courants d'associés*, J.-Cl. Sociétés Traité Fasc. 1099, 2023, § 1; Rép. min. économie n° 34969, *J.O. déb. Sénat*, 23 oct. 1980, p. 4001。「会社法上の制度ではなく、特段の法令にも定義されたものではなく、純粋に私人間の貸借契約契約〔ママ〕そのものであり、取引慣行として用いられてきたものと考えられる」とも説明される。柴崎暁「社員交互計算と「財務改善条項」の有効性—フランス企業法判例研究—」比較法学52巻2号(2018年)139頁以下、143-144頁。
- (3) BMC社は、2010年2月8日に組織を変更し、BMC簡易型株式組織会社(SAS)となっている。
- (4) REYGOBELLET, *op. cit.* (note 1), n° 3, p. 635.
- (5) 本節については、拙稿「社員に対する忠実義務を負う「会社指揮者」の範

- 77 (10) 第三者との「交渉」と社員に対する会社指揮者の忠実義務(出口哲也)
- 開] 関学70巻3号(2019年)31頁以下、34-35頁を参照。
- (6) Karine GRÉVAIN-LEMERCIER, Le devoir de loyauté des dirigeants sociaux : le retour, *Gaz. Pal.* 10-11 févr. 2012, pp. 564 et suiv., n° 1, p. 564.
- (7) フランス法における会社指揮者の忠実義務に関する邦語文献として、重田麻紀子「フランス法における会社指揮者の忠実義務」法研89巻1号(2016年)237頁以下、拙稿・前掲注(5)がある。
- (8) Laure NURIT-PONTIER, Devoir de loyauté, J.-Cl. Sociétés Traité Fasc. 45-10, 2022, § 5.
- (9) Cass. com. 27 févr. 1966, n° 94-11.241: *Bull. civ. IV*, n° 65; *D.* 1996, somm. p. 342, obs. Jean-Claude HALLOUIN; *D.* 1996, jur. p. 518, note Philippe MALAURIE; *D.* 1996, jur. p. 591, note Jacques GHESTIN; *RTD civ.* 1997, p. 114, obs. Jacques MESTRE; *JCP E* 1996, II, 838, note Dominique SCHMIDT et Nathalie DION; *JCP G* 1996, II, 22665, note Jacques GHESTIN; *Bull. Joly Sociétés* 1996, p. 485, note Alain COURET; *Quot. jur.* n° 39 du 14 mai 1996, p. 9, «L'affaire», note P. M.; *Defrénois* 1996, p. 1205, note Yannick DAGORNE-LABBE; *LPA* n°21 du 17 févr. 1997, p. 7, note Didier R. MARTIN; *RD bancaire et bourse* janv.-févr., 1997, p. 27, note Michel GERMAIN et Marie-Anne FRISON-ROCHE. 同判決については、重田・前掲注(7)241頁、拙稿・前掲注(5)34-35頁のほか、馬場圭太「フランス法における契約目的物の価値に関する買主の情報提供義務について：いわゆるバルデユス判決とその射程をめぐる議論」『欧州司法の新たな潮流?』(2016年)1頁以下、18-19頁を参照。
- (10) Thibaut MASSART, *Bull. Joly Sociétés* 2005, pp. 1105 et suiv., p. 1106, note sous Cass. com. 22 févr. 2005.
- (11) REYGOBELLET, *op. cit.* (note 1), n° 2, p. 635.
- (12) たとえば、2004年5月12日破産院商事部判決では、ある会社(A社)の株主がA社の取締役会会長の提案に従って自己の株式を別の会社(B社)に譲渡したという事案において、B社を設立し、かつB社の取締役会会長でもあったA社の取締役会会長は、当該譲渡の当事者ではないものの、進行中であった別の交渉を譲渡人である株主に秘匿していたことで忠実義務違反が問われうることが判示された。Cass. com. 12 mai 2004, n° 00-15.618: *Bull. civ. IV*, n° 94; *RTD civ.* 2004, p. 500, obs. Jacques MESTRE et Bertrand FAGES; *D.* 2004, p. 1599 obs. Alain LIENHARD; *D.* 2004, p. 2923, obs. Eddy LAMAZEROLLES; *JCP G* 2004, I, 173, note Alexis CONSTANTIN; *Dr. et patrimoine* n° 131, 2004, p. 90, obs. Didier PORACCHIA; *Bull. Joly Sociétés* 2004, p. 1114, note Dominique SCHMID; *JCP E* 2004, 1393, note François Guy TRÉBULLE; *JCP G* 2004, II, 10153, note Grégory DAMY; *LPA* n° 142 du 16 juillet 2004, p. 15, note Stephan REIFEGERSTE; *RDC* 2004, p.923, obs. Denis MAZEAUD; *Rev. sociétés* 2005, p.140, note Laurent

- GODON, 同判決については、馬場・前掲注(9)19-21頁、拙稿・前掲注(5)36-37、40-41頁を参照。また、2013年3月12日破毀院商事部判決では、ある会社の2名の指揮者のうち、一方が、少数株主の同意に影響を与えうる情報を隠して少数株主からその保有する株式を譲り受けたが、その譲渡から7日後に当該譲渡価格よりも約100万ユーロ高い価格で、2名の指揮者がともに同じ第三者に当該会社の株式を譲渡したという事案において、少数株主との譲渡の当事者ではない指揮者についても忠実義務違反が認められている。Cass. com. 12 mars 2013, n° 12-11.970: *Rev. sociétés* 2013, p. 689, note Thibaut MASSART; *RTD civ.* 2013, p. 373, obs. Bertrand FAGES; *RDC* 2013, p. 873, obs. Yves-Marie LAITHIER.
- (13) REYGOBELLET, *op. cit.* (note 1), n° 4, p. 635.
- (14) REYGOBELLET, *op. cit.* (note 1), n° 10, p. 637; GODON, *op. cit.* (note 1), n° 3, p. 250.
- (15) GODON, *op. cit.* (note 1), n° 3, p. 250.
- (16) 本節(1)及び(2)については、拙稿・前掲注(5)35-38頁を参照。
- (17) Laurent GODON, *Rev. Sociétés* 2007, pp. 519 et suiv., n° 3, p. 521, note sous Cass. com. 28 nov. 2006.
- (18) GODON, *op. cit.* (note 1), n° 4, p. 250.
- (19) Cass. com. 12 mai 2004, *op. cit.* (note 12).
- (20) Cass. com. 6 mai 2008, n° 07-13.198: *Rev. sociétés* 2009, p. 95, note Laurent GODON; *Dr. sociétés* n° 7, 2008, comm. 156, note Henri HOVASSE; *Bull. Joly Sociétés* 2008, p. 885, note Thibaut MASSART; *RTDF* 2009, p. 101, note Jean-François LOUIT et Pauline JEAN; *D.* 2009, 323, obs., Eddy LAMAZEROLLES. 同判決については、拙稿・前掲注(5)37-38頁参照。
- (21) GODON, *op. cit.* (note 20), n° 2, p. 97.
- (22) Cass. com. 12 mars 2013, *op. cit.* (note 12).
- (23) Cass. com. 12 avril 2016, n° 14-19.200: *Rev. sociétés* 2016, p. 509, note Katrin DECKERT; *JCP E* 2016, 1584, note Philippe BRUNSWICK; *Bull. Joly Sociétés* 2016, p. 709, note Edmond SCHLUMBERGER; *RTD civ.* 2016, p. 612, obs. Hugo BARBIER; *BRDA* 2016, 8/16, p. 6.
- (24) GODON, *op. cit.* (note 1), n° 5, p. 251. 同判決の意義については、拙稿・前掲注(5)38-40頁を参照。
- (25) このことから、2008年破毀院商事部判決の示したような「注意を喚起する義務」は、今後、指揮者の忠実義務に含まれないであろうことが指摘されている。SCHLUMBERGER, *op. cit.* (note 23), n° 9, p. 712.
- (26) DECKERT, *op. cit.* (note 23), n° 14, p. 512.
- (27) DECKERT, *op. cit.* (note 23), n° 17, p. 513.
- (28) GODON, *op. cit.* (note 1), n° 5, p. 251.

- 75 (12) 第三者との「交渉」と社員に対する会社指揮者の忠実義務(出口哲也)
- (29) REYGRABELLET, *op. cit.* (note 1), n° 10, p. 637; GODON, *op. cit.* (note 1), n° 6, p. 251.
- (30) REYGRABELLET, *op. cit.* (note 1), n° 10, p. 637.
- (31) REYGRABELLET, *op. cit.* (note 1), n° 11, p. 637.
- (32) REYGRABELLET, *op. cit.* (note 1), n° 9, p. 637; GODON, *op. cit.* (note 1), n° 6, pp. 251-252.
- (33) GODON, *op. cit.* (note 1), n° 6, p. 251.
- (34) REYGRABELLET, *op. cit.* (note 1), n° 10, p. 637.
- (35) 民法典1114条は、「申込みは、特定又は不特定の者に対してされ、締結しようとする契約の本質的要素を含み、承諾があるときは拘束される旨の表意者の意思を表明する。それがない場合には、交渉への誘引があるにすぎない。」と定める。本稿における民法典の訳文については、萩野奈緒ほか「フランス債務法改正オールドナンス(2016年2月10日のオールドナンス第131号)による民法典の改正」同法69巻1号279頁以下(2017年)を参照した。
- (36) REYGRABELLET, *op. cit.* (note 1), n° 10, p. 637.
- (37) REYGRABELLET, *op. cit.* (note 1), n° 10, p. 637. 率先して交渉に入ろうとするのが指揮者自身であるか、第三者であるかは問題ではないとも述べられている。
- (38) GODON, *op. cit.* (note 1), n° 6, p. 251.
- (39) GODON, *op. cit.* (note 1), n° 6, p. 251.
- (40) REYGRABELLET, *op. cit.* (note 1), n° 6, pp. 635-636.
- (41) 民法典1112-1条第1項は、「その重要性が他方当事者の同意にとって決定的な情報を認識している一方当事者は、他方当事者が、正当に、この情報を知らず、又はその相手方を信頼するときは、それについて他方当事者に情報提供をしなければならない。」と定める。
- (42) Cass. 1<sup>re</sup> civ. 25 mars 2010, n° 08-13.060: *Bull. Joly Sociétés* 2010, p. 707, note Jean-Jacques DAIGRE; *RTD civ.* 2010, p.320, obs. Bertrand FAGES. この事案では、会社指揮者と第三者との間の交渉において社員権の転売価格が定められていたが、社員権を会社指揮者に譲渡しようとする社員に対して当該転売価格の一部が秘匿されていたために、当該社員は当該転売価格全額を認識することができなかった。この点について、破毀院は、譲渡人である社員が自己の社員権の価値を評価するための要素、とりわけ転売価格を譲受人である会社指揮者は当該社員に伝達しなければならないことを求めている。同判決については、馬場・前掲注(9)21-22頁を参照。
- (43) REYGRABELLET, *op. cit.* (note 1), n° 6, p. 636.
- (44) Cass. com. 13 déc. 2016, n° 15-18.002: *Bull. Joly Sociétés* 2017, p. 308, note Thibaut MASSART; *JCP E* 2017, 1214, n° 3, chron. Bernard-Olivier BECKER; *Dr. sociétés* 2017, comm. 39, note Renaud MORTIER; *RTD com.* 2017, p.384,

obs. Arnaud LECOURT. この事案は、ホテルグループに属する複数の事業会社の業務執行者を兼ねていた少数派社員が、多数派社員に対して、自己の有するグループ内の事業会社の社員権を譲渡したというものであるが、当該少数派社員は、①多数派社員への自己の社員権の譲渡の際に、当該社員権が第三者に譲渡されることを多数派社員から知らされていたこと、②事業会社の総会に出席しその決議内容を知ることができ、また会社の会計情報にアクセスしホテルの会計および財務結果に関する情報を有することができたこと、③ホテル経営を担う業務執行者としてグループの事業収支予測の作成等に従事していたことから、自己が多数派社員に譲渡した社員権の価値を評価するのに有益な情報にアクセスすることができていたことから、第三者への社員権の転売価格を知らされないことは、当該少数派社員の同意に影響を与えることはなかったと判断されている。なお、少数派社員は、多数派社員を「事実上の指揮者」として、その忠実義務違反を主張していた。

(45) Cass. com. 12 mai 2004, *op. cit.* (note 12). この事件では、少数株主が保有する株式の会社指揮者への譲渡日において、当該会社指揮者の第三者への転売価格は取り決められていなかった。当該少数株主がその保有する株式を譲渡するか否かによって、その転売価格が変動しうる状況にあったからである。

(46) REYGRABELLET, *op. cit.* (note 1), n° 6, p. 636.

(47) REYGRABELLET, *op. cit.* (note 1), n° 8, p. 636.

※ 本研究は、JSPS 科研費23K01202の助成を受けたものである。